

企業立地支援事業（空き物件活用） 対象となるかの判定例

物 件

- 以前、事務所として使用されていて、空き物件となっている。
- × 以前、住居用物件として使用されていた物件。
⇒ 事務所用の空き物件の活用が目的のため、住居用は対象外。
- × 居抜き物件で、休業期間等を挟まずに営業を続ける場合は認められない。
⇒ 事務所用の空き物件の活用が目的のため対象外。
- 以前の入居者が退去後、1ヶ月以上空室だった居抜き物件。
- 新築物件（1ヶ月程度の入居がないもの）
- × 大型商業施設等のテナント物件。
（サンフティーマ、コンベンションシティなど）
- × 賃貸人が親族の場合。

入居理由

- 新規創業
- 既に事業を行っている市外の事業者が市内の空き物件へ移転。
- ▲ 既に事業を行っている市内の事業者が市内の空き物件へ移転。
⇒ 事業所及び従業員数の規模拡大を図る既存の市内事業者が、市内の空き物件を活用して拡大移転を行う場合は対象（単なる移転は対象外）。
- 既に事業を行っている市内の事業者が現在の物件が取り壊しの為に退去させられ、市内の空き物件へ移転。
- ▲ 市内及び市外の事業者が市内へ支店を開設する場合
⇒ 事業所及び従業員数の規模拡大を図る既存の市内事業者が、市内の空き物件を活用して拡大移転を行う場合は対象。 ※売上向上および雇用創出に資する取組等

業 種

業種問わず商品及びサービスの提供を行う事務所は対象外

- ▲ 小売業・サービス・飲食業
⇒ 店舗機能を有している場合は対象外。オフィス機能のみの物件は対象。
- ▲ 製造業
⇒ 店舗機能を有している場合は対象外。
- 士業（税理士、行政書士、司法書士、弁護士等）、不動産業
- ▲ 農林水産業
※ 系統出荷による収入のみである個人は対象外。
- × 協同組合等の組合（企業組合・協同組合を除く）
- × 一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人
- × 宗教法人
- × 学校法人

- × 社会福祉法人
- × 任意団体
- × NPO 法人

賃貸借契約の内容

使用目的

- ・ 事業用となっている事が条件
- ・ 年数の確認（リフォーム補助金）
- ・ 賃貸契約書の当初の契約日を基準に判定。
- ・ 他の書類（営業許可証や領収証）等では代替出来ない。